

徳島県告示第四百五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の変更及び就任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和四年七月八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 土地改良区の名称  
三村土地改良区

二 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
理事	武田恒章		阿南市長生町古地二三
同	藤田清		川ハタ八三
同	鈴木諫		寺ノ前五
同	山本勝		うそのロ一六一
同	大谷毅		香川県高松市楠上町一丁目三一一五
同	西尾昌彦		阿南市長生町南千足一九一六
同	山川博之		平田一八一四
同	谷和紀	谷和紀	北平岡三六一一
同	本田耕一		同 羽ノ浦町明見二二三
同		清田茂	同 長生町内川下二一一一
同		野口洋明	同 大原楠ノ前一一一一
同		岡田均	同 一五一一
同		賀上花子	同 うそのロ二一一
同		井藤敏幸	同 古地二四
同		森下泰和	同 北内一九
監事	野口茂章		同 間谷七一一
同	倉橋隆人		同 川ハタ七一一一
同	澤和宏		同 柳ヶ坪二一四
同		仁木俊二	同 一一一
同		清政幸	同 諏訪ノ端一四一一
同		鈴木諫	同 寺ノ前五